

小田急電鉄総合車両所移転計画
環境影響予測評価実施計画書に係る
審 議 資 料

令和5年6月26日

目 次

○検討事項一覧	2
○審査経過等整理票	4

検討事項一覧

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
0 事業内容		
1 大気汚染		
2 水質汚濁		
2-1	使用が想定される化学物質への対応について（再質問）	5② 今回
2-2	異常時、事故時を想定した対応について（再質問）	5② 今回
3 土壌汚染		
4 騒音・低周波音		
4-1	各施設から発生する騒音について	5②
5 振動		
6 地盤沈下		
7 悪臭		
8 廃棄物・発生土		
9 電波障害		
10 日照障害		
11 反射光		
12 気象		

検討事項一覧

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
13 水象		
13-1	事業実施区域周辺における浸水状況について	5②
13-2	上流側の流域での水量の評価について	5②
13-3	河川流量の調査時期について	5②
14 地象		
15 植物・動物・生態系		
16 文化財		
17 景観		
18 レクリエーション資源		
18-1	周辺の農業への影響について	5②
19 温室効果ガス		
20 地域分断		
21 安全		
21-1	工事用車両の走行台数等について	5②
22 その他		

0. 事業内容

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> 計画地は災害のリスクが小さい場所か。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 河川に近く、浸水想定区域となっているが、現地盤を約5m程度盛土する計画となっているため、災害のリスクは除外できると考えている。また、土砂災害警戒区域を除外した選定の過程がある。 	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> 土地収用法を適用する事業用地の土地所有者の方々に、車両所施設設置に向けた説明会をされているので、地元の反応を教えてください。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 2月の中旬に6回に分けて、地権者の方々に対して、説明会を行った。地権者の方々に、我々の事業概要を説明し、現時点で大きな反対は頂いていない。 	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備後に総合車両所の工事に入るという説明が現地視察の際にあったが、資料1-3 p19の走行ルート上、都市計画道路整備前のルートが使われる期間の方が長くなるように見える。整備前と整備後の時期的な割合を教えてください。同時並行で総合車両所の整備と都市計画道路の整備が行われるのであれば、両者の調整を適切に実施する必要があるので、お願いしたい。 資料1-3 p12に付帯工事影響範囲としてオレンジ色で示しているエリア、その水路の切り回しがどの部分でどのように行われるのか、説明してほしい。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路整備の全体区間960mのうち、東側の都市計画道路整備後と記載がされているルートを工事が本格的に着手する2027年度迄に、先行的に伊勢原市が整備を行い、主要な工事である盛土等の大型車両の搬出入は、基本的にそのルートを利用することを検討している。なお、用水路、農水路、道路等の既存インフラの機能補償工事を先行的に行う際、西側のルートを用いる予定です。 現在、北側からの水が計画地の中にある約10本程度の農水路を流れ、線路の下をくぐって南側の農水路に流れている。計画の詳細な切り回しは立案していく段階であるが、現状の構想では、計画地の北側、都市計画道路の3・4・4号線と記載のある部分で、いったん北から流れてくる用水路を受け、計画地の東西に割り振るような形で用水路を外周に切り回し、その後、東西それぞれの系統で線路下をくぐり、線路の南側で既存の水路に接続するような形としている。 	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> 資料1-3 p19の都市計画道路整備後とあるルートは、2027年度までに伊勢原市で整備することを理解した。その内容も含めて連携協定が締結されている理解でよいか。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> そのとおりです。 	

<ul style="list-style-type: none"> 現在の相模大野総合車両所の状況を確認し、さらに、同車両所で取り組まれていることをバージョンアップして、環境配慮や省エネも含め、よりよい設備にしてください。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 意見を検討材料とする。 	確認事項
---	-----------	---	------

2. 水質汚濁

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>資料1-3 p33の調査項目が生活環境項目のみとなっており、車両の塗装工程や洗浄工程、金属部品の加工の脱脂洗浄工程等で使用される健康項目に関わる化学物質を測定しないのが気になった。現在、相模大野総合車両所において、各工程で、どのような化学物質が使用されているのか教えてほしい。</p> <p>(検討事項)2-1 使用が想定される化学物質について</p> <p>六価クロム、トルエン、キシレンが取り扱われているが、年間の取扱量と排出量を把握していれば、教えてほしい。水質汚濁防止法上の物質だけではなく、PRTR対象物質も含めて、この事業所でどういった物質が使われているのか説明してほしい。</p> <p>洗浄剤に使用している界面活性剤の種類や使用量、どういった処理をするのか説明してほしい。</p> <p>有害な物質はできるだけ代替えすることであり、取扱われている化学物質について説明してほしい。</p>	<p>R5① 口頭</p> <p>R5②</p> <p>R5② 口頭</p>	<p>近年、相模大野総合車両所ではISO14001を取得しており、使用が禁止されている鉛等は使用していない。研磨作業は個室で行い、隔離の上、外から圧縮空気をいれ、フィルターで受け止める形としている。新しくできる工場でも研磨した金属片等が外部に排出しない対策を計画する。</p> <p>水質汚濁防止法で定められている物質の「六価クロム化合物」「トルエン」「キシレン」の使用について説明。</p> <p>六価クロム、トルエン、キシレンの使用量は調べて回答する。小田急に所属している車両では、25年に1回ぐらいの大規模改修時にのみ六価クロムを使用する。</p> <p>車両所で使用する化学物質については、全部リストアップされている。化学物質に何が入っているのかということ調査して、リスクの少ないものを使用し、リスクが高いものであれば代用品を使用する対応をしている。</p> <p>六価クロムとキシレンについては、条例に従って届出をして、管理している。</p> <p>車両所の中で、PRTR対象物質があるかどうかは調べて回答したい。</p>	<p>検討事項 (2-1)</p> <p>検討事項 今回(2-1) (再質問)</p>

<ul style="list-style-type: none"> 水質の調査箇所が、河川しかないが、事業所の影響が本当にないか確認するため、下流側の水田に水を引き込む農業用水等も事後調査項目として必要と思う。 塗装工程や車両洗浄工程で塗料成分や脱脂洗浄剤、界面活性剤等の使用が想定されることについて、取り扱う化学物質の環境影響を検討してください。排出しないからよいというものではなく、排出していないことを確認すること。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 農業用排水路が接続している南側の善波川等に調査地点が必要という指摘と思うが、基本的に農業用水路に直接排水することはないため、水質汚濁につながるような影響はないと考える。しかしその一方で、生き物の調査も考えていることから、調査地点として選定すべきか引き続き検討する。 	検討事項 (2-2)
<p>(検討事項)2-2 使用が想定される化学物質の農業用水路等への流出について</p>	R5②	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水路、雨水排水系統、汚水排水系統について、図により説明。車両洗浄作業工程について写真等により説明。 	検討事項 今回(2-2) (再質問)
<ul style="list-style-type: none"> 異常時とか事故時も農業用水路や雨水排水に汚水が混ざっていかないような確認をしていただきたい。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 事故時の対応については、これから行う設計に十分留意して実施する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 取り扱われている化学物質が、異常があった時に、大気や排水にどういった環境排出が想定されるのか考慮した上で、その後の管理や、処理の確認方法について説明してほしい。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 改めて説明する。 	

3. 土壌汚染

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 大規模な盛土を搬入する計画であり、自然由来の基準超過がない適切な土を搬入してください。	R5① 口頭	・ 盛土に関する土壌汚染については、搬入前に溶出試験等を行う等の対策を実施する。	確認事項

4. 騒音・低周波音

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> 騒音振動の観点で、総合車両所と都市計画道路を一緒に建設することで、道路建設にあたっての工事車両の増加等が懸念されるので、工事工程についての調整等を教えてほしい。 車両所ができることによる電車の交通量が増えるのか否か教えてほしい。 	<p>R5① 口頭</p> <p>R5① 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道路建設との工程調整については、都市計画道路工事を先行して、その後、整備された道路を活用して車両所の建設工事を行う形で、工程の調整を図る。道路工事と並行して進める部分は、作業が平準化されるように調整を図る。 車両所の電車の点検等の本数が、1日約6本程度であり、通常の日回送ダイヤの中で車両所に入構する形であり、走行車両が増えることはない。 	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> 相模大野総合車両所における住民等からの騒音の苦情や問題はあるのか。また、その対策をどのように行ってきたか。 相模大野総合車両所が位置する東林間の方がどちらかというと開けた場所で周辺環境は音が大きいと思われるが、計画地と相模大野との周辺環境の比較は行う予定はあるのか。 今回の計画の施設は、相模大野総合車両所の施設の3倍以上の面積があり、騒音の発生源は大きくなると考えているが、発生源に対する相模大野総合車両所の問題を踏まえた対策をどのように考えているか。 騒音振動に関しては、発生源が敷地境界から適切に隔離されていることは理解したが、相模大野総合車両所よりも事業地はかなり静かな環境にあるので、電車を洗浄する施設が（建屋外に）建設されると騒音問題になることを危惧し、質問した。 施設と敷地境界との離隔を確保する、大きな音が発生する作業は建屋の中で行う等の基本構想で進めてほしい。 	<p>R5① 口頭</p> <p>R5① 口頭</p> <p>R5① 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> 周辺が住宅化されている相模大野総合車両所でも騒音に関する苦情はほとんどない。 基本的には、作業を建物内で行い、屋外に大きな音が漏れることはない。また、必要に応じ、敷地の外で大きな音が発生しないように騒音規制法に基づき対策を行っており、騒音の問題で顕著なものはない。 詳しい比較検討は行っていないため、今後の課題と認識している。 全体面積の15haに条例等で必要な調整池や緑地等も含まれているため規模は大きくなるが、工場の広さ自体は37,000㎡の既存の工場に対して41,000㎡程度で若干広がる程度。行う作業自体は変化はないことから、移転による騒音の発生源が大きくなることはない。 	<p>検討事項 (4-1)</p>

<p>(検討事項)4-1 各施設から発生する騒音について</p>	R5②	<ul style="list-style-type: none"> 主な騒音の発生場所、発生地点における等価騒音レベル、大野総合車両所の周辺環境の違いを説明。 	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> 作業騒音の測定結果は、建屋内外のどこで測定したのか。どれぐらいの離れか。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 測定結果は、作業騒音で屋内でとった値。作業している人から、1.5m程度の位置で測定。 	
<ul style="list-style-type: none"> 敷地の大規模化の理由はなにか。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 車両が十両化したのに加えて、条例上、調整池等の整備が必要となっているため敷地の形状自体が大きくなっている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 夜間工事はあるか、どの程度想定されているか。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 夜間工事は既存の線路に近接するところのみ。 	
<ul style="list-style-type: none"> 前回、車両所に入出入りする車両数がダイヤ上増えるのではないかという質問があり、その回答として、6本程度ということだったが、相模大野総合車両所でも1日あたり6本程度、解体したり洗浄したりしているか。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 相模大野総合車両所では、車両の留置機能も併せ持ち、相模大野駅ではターミナル駅等の機能も有していることから、車両の入出入りが多い。移転する伊勢原の純粋な検査車両数は大体1日5本から8本程度であるが、代車等を含めると、20本程度の車両が入出入りする予定。 	
<ul style="list-style-type: none"> また、夜間工事の線路から「近傍」とはどれぐらい離れたところまで意味するか。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 夜間作業の内容は、本線から車両基地に入出入りする線路への新たな分岐器等の設置、線路近接作業等がある。作業内容を加味して決定する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 電車の本数は今後精査されることと、既存の線路からの距離等は作業次第であることで理解した。 			
<ul style="list-style-type: none"> 総合車両所の鉄道施設の地面は、基本的にコンクリートではなくて、砂利構造か。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 建屋内はコンクリート敷きで、外部の線路はバラストと呼ばれる砂利構造となっている。 	
<ul style="list-style-type: none"> 車両基地の場合、バラストの突き固め等のメンテナンスは必要か。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 本線については、定期的な突き固め等のメンテナンスを行っているが、基地内では、基本的には行っていない。 	
<ul style="list-style-type: none"> 非常に大きな音がでるマルチプルタイヤンパーを使用するような作業は生じないということか。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には生じない。 	

5. 振動

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> 騒音振動に関しては、発生源が敷地境界から適切に隔離されていることは理解したが、相模大野総合車両所よりも事業地はかなり静かな環境にあるので、電車を洗浄する施設が(建屋外に)建設されると騒音問題になることを危惧し、質問した。 施設と敷地境界との離隔を確保する、大きな音が発生する作業は建屋の中で行う等の基本構想で進めてほしい。 			検討事項 (4-1) ※騒音・低周波音の扱い
<ul style="list-style-type: none"> 騒音振動の観点で、総合車両所と都市計画道路を一緒に建設することで、道路建設にあたっての工事車両の増加等が懸念されるので、工事工程についての調整等を教えてほしい。 車両所ができることによる電車の交通量が増えるのか否か教えてほしい。 	R5① 口頭 R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 道路建設との工程調整については、都市計画道路工事を先行して、その後、整備された道路を活用して車両所の建設工事を行う形で、工程の調整を図る。道路工事と並行して進める部分は、作業が平準化されるように調整を図る。 車両所の電車の点検等の本数が、1日約6本程度であり、通常の回送ダイヤの中で車両所に入構する形であり、走行車両が増えることはない。 	確認事項 ※騒音・低周波音の扱い

6. 地盤沈下

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> 実施計画書 p 4-1-5で、工事中の地下水の採取等を行わないことから、地盤沈下の評価項目を選定していないが、軟弱地盤と思われる沖積地に大規模な盛土を行い、その上に施設を建設する計画であるが、地盤沈下を考慮しなくてよいのか。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> この周辺の地盤は表面が沖積粘性土層で覆われている軟弱地盤の箇所である。地盤改良としては、盛土をサーチャージして圧密促進する計画。ただし、盛土をする周辺については、先行して周囲を中層混合処理の対応を行い、周辺の地盤との縁切りをする計画のため、盛土による引き込み沈下に対しては、防げると考える。 	確認事項

7. 悪臭

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
・ 作業内容に塗装があるが、悪臭の懸念はないのか教えてほしい。	R5① 口頭	・ 塗装による悪臭対策については、相模大野総合車両所で行っている、都市ガス等で有機溶剤を燃焼させて臭気を無くして外に排出する対策を同様に行う。	確認事項

8. 廃棄物・発生土

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗淨施設で、結構な量の洗淨液と水の排水の発生が見込まれるが、処理後、そのまま下水に放流するのか。または、水の循環や洗淨液の回収、再利用がされるのか教えてほしい。 ・ 承知した。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状として、洗淨に使った水は、処理後、下水に放流している。水等を循環することについては、設計の参考にしたいと思う。 	確認事項

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> 御社の施設自体は恐らく問題はないと思うが、施設の建設により、その面積は改変されること、またハザードマップ上に記載のあるエリアであり、降雨による周辺への影響が懸念される。 特に氾濫が懸念されるエリアに5m程度盛土をする計画であり、その盛土が大きな障壁となり、これまで水田地帯を広く浅く流れていた洪水流が、集中することが懸念されるので、説明してほしい。 <p>(検討事項)13-1 事業実施区域周辺における浸水状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> 水害履歴の状況については、基本的には市道81号の定位置でしか道路冠水が起こっていないが、市道沿いの何軒かの住宅は道路と同じレベルにあるので、冠水の影響が少し懸念される。 	<p>R5②</p> <p>R5② 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> 約30年前からの実施区域周辺の水害履歴について、表と図で示した。被害のほとんどは市道81号線の局所的な道路冠水で、内水氾濫も含めて河川の氾濫は確認されなかったことを説明。 意見を十分に留意して、周辺環境に影響のない計画に努めたいと考える。 	<p>検討事項 (13-1)</p> <p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> 実際には供用した後になるが、既往最大降水量に対して、この辺で浸水がどのような形で起こったのか、この場所だけではなく、上流側の流域全体を含めた水量の評価を行った方がよい。 <p>(検討事項)13-2 上流側の流域での水量の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> 上流側の流域については、それほど大きな河川ではないので、今回のデータに基づいて判断すれば、河川からそれほど大きく出水することはないと感じた。 	<p>R5① 口頭</p> <p>R5②</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に計画地に関しては、調整池で水を貯留することとなるが、盛土をしたことにより、一部に水流が集中する考えもあるので、改めて流域全体の計画等を見ながら、検討する。 各流域の総面積に対し、盛土を行う範囲が2%程度であり、今回の計画に伴う流域全体の水量等への影響は軽微であることを説明。 	<p>検討事項 (13-2)</p> <p>確認事項</p>

<ul style="list-style-type: none"> 資料1-3 p 33の水質汚濁と p 38の水象の現地調査の回数について、豊水期と低水期の2回と記載があるが、河川の流出という観点では、強降雨時の場合に一気に流出することが考えられるため、強降雨時の現地調査を行わなくてもよいのか。また、強降雨時には、場内で使用されている汚染物質が、流失するおそれも考えられるため、調査が必要と思う。 	<p>R5① 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の一時的な放流に伴う水流の変化については、工事中は、設けた沈砂池に貯留しながら、徐々に排水する計画で、基本的に大規模な水を突然、河川に放流することはない。供用開始後は、開発に伴う条例に基づいて、調整池の整備をし、開発区域に降った雨については、調整池を介して、適宜、河川に放流していくので、周囲の雨水管に局所的に流れ出すことはない形で対策をする。 	<p>検討事項 (13-3)</p>
<p>(検討事項)13-3 河川流量の調査時期について</p>	<p>R5②</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川流量については主に既存資料調査により現況把握することとし、現地調査については実施区域近傍における現況把握のために実施することを説明。また、豊水期の調査するタイミングについて、表を用い月間降雨量の多い時期(7月～10月)を想定していることを説明。 	<p>確認事項</p>
<ul style="list-style-type: none"> 河川流量の調査時期については、量的なこともあるが、質的なことを懸念して、前回、質問した。大雨が降ると車両所の色々な所から法面を通過して低い箇所へ水が流出することが考えられる。そうした降雨が下流域に様々な影響を与える可能性も考えられるので、実際の工事中や施設稼働後の事後調査等の時に、配慮して調査していただきたい。 そのような形で対応してほしい。 	<p>R5② 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> 降雨の様々な影響の観点も含めて、事後調査を行うのがよいというコメントかと思う。鈴川の下流側で1地点、水質の事後調査を実施するが、今後、調査地点を追加することについて、引続き検討を進めたいと考える。 下流側にアクアクリーンセンターという下水処理場があり、かなりの排水が排出されている。その直近で調査すると、本事業による影響なのか区別や考察が難しくなってしまうので、そうした点も勘案し、下流側の調査地点については、今後、引続き検討を進めていければと考える。 	

15. 植物・動物・生態系

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物については、維管束植物を対象とするのが前提となっているが、水辺であればイチョウウキゴケやシャジクモなどの希少種も含めて調査してほしい。 水生生物の調査については、調査地点だけのようにも見えるが、貝類やドジョウなどの希少種については、面的に調査して分布を把握してほしい。 ・ 分かった。よろしく願います。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘のあった植物については、文献調査で確認されていることから、それを念頭に置いて、具体的な調査をこれから検討していければと考えている。 水生生物の調査地点については、点で示しているが、任意的に面的に事業実施区域を広く確認していく考えである。 	確認事項

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観について、伊勢原市の資料から書き出しているが、実際にどのような調査をするべき項目に落とし込んでいくのか教えてほしい。 ・ 考え方はよく分かった。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の調査地点については、伊勢原市のガイドマップ等を参考に眺望の良い場所や主要な眺望点などを選定した。 	確認事項

18. レクリエーション資源

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> 調査が平日と休日に1回ずつとなっているが、計画地に近い触れ合いの場所は、それぞれタイプが違うので、調査時期は慎重に選定してほしい。 供用時のレクリエーション資源については、評価項目として選定していないが、「こどもスポーツ広場」は事業実施区域に隣接していること、そうした場所へ行くルートと供用時の車の通行ルートが重なることがあることにも配慮し、評価を行うべきではないかと思う。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション資源の調査時期については、平日及び休日に各1回としているが、地点毎の特性等を踏まえ、良い時期を選定したいと考えている。 供用時の交通量は最大で100台程度を想定しており、都市計画道路の想定交通量に比べれば影響は大きくないため、非選定とした。 	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> 実施計画書 p 2-2-9に8事業実施区域内にひまわりの名所があるが、影響がないと言ってよいのか。影響があるということであれば、どうするか。 分かった。 	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> ひまわり畑は地元の有志が個人の農地で行っている取組であり、本件についてはその方々にも認識してもらっており、引き続き、個別の調整事項として調整したいと考えている。決定事項ではないが、当該団体の方々は線路南側にも敷地を持っており、線路南側への移転の可能性も含めて検討していると聞いている。 	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施区域の周辺に残る農振地域への影響について、評価項目とするのはアセスでは非常に難しいかもしれないが、人と自然との触れ合いの中には農業など生業活動も含まれているので、影響を確認することも必要ではないかと思うが、どうか。回答が難しいようであれば、意見として述べる。農用地を分断するような計画でもあるので、周辺の農業活動への影響についても十分に考慮してほしい。 	R5① 口頭	<p style="text-align: center;">(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> これから検討したい。 	検討事項 (18-1)
	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に農地が広がっているので、水路の流量の確保や日照問題など周辺の農地に影響が出ないような形で計画を進めていきたいと考えている。 	

<p>(検討事項)18-1 周辺の農業への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1-2の周辺の農業への影響については理解した。その上で、レクリエーション資源で農業を取扱うことが難しいことは分かっているが、農業そのものではなく、都市農地という土地の性質上、より多くの人にとって何らかの関わりのある場所であるかないか情報がなかった。今日、そういった場所ではないという説明があったが、今後も引き続きそういったことがないかについては、説明会等で確認してもらえればと思う。 	<p>R5②</p> <p>R5② 口頭</p>	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメント制度について、資料により説明。 5月中旬に住民説明を行ったが、住民の意見等を汲み上げるような形で対話を重ねたいと思っているので、今のコメントを参考にしながら、引き続き住民の方々へ丁寧な説明とコミュニケーションを図っていきたいと考えている。 	<p>確認事項</p>
---	------------------------------	---	-------------

19. 温室効果ガス

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none">温室効果ガスの観点で、新設する車両所の屋根に太陽光パネルを設置する等、再エネ導入に向けた計画を教えてください。環境配慮の履行をお願いします。	R5① 口頭	<ul style="list-style-type: none">環境負荷の低減を念頭に、太陽光発電も含めて、環境にやさしい施設を考える。	確認事項

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路の整備前に使用する実施区域西側のルートにおける工事車両と整備後の実施区域東側の都市計画道路を通行する工事用車両のそれぞれの内訳や交通量を、現時点で分かる範囲で教えてほしい。 (検討事項)21-1 工事用車両の走行台数等について ・ 工事用車両の走行台数等について、工程が重なっているところは、平準化を図ることによって、資料記載の台数がピーク時の最大台数と認識してよいか。 ・ 機能補償工事期間の2027年度や2028年度頃までに東側の都市計画道路を市が整備する確度はどうか。 また、都市計画道路の整備の進展と本工事の進捗は連動しているのか教えてください。 ・ 西側に盛土工事のピークが乗ってくるような状況になるのとならないでは、影響が相当違ってくると思うので、これから調整事項等、多々あるが、検討の方、お願いします。 ・ 承知した。 	<ul style="list-style-type: none"> R5① 口頭 R5② R5② 口頭 R5② 口頭 R5② 口頭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の車両の一番のピークは、都市計画道路整備後の盛土工事と考え、現在の見通しでは1日当たり約数百台の10tダンプ車による搬入が生じる。 都市計画道路整備前の西側ルートのピークは、大きくない想定のため、具体的な台数は決まっていない状況。 ・ 現時点で想定される工事の実施工程と工事車両の内訳及び台数について、表で説明。 ・ その認識でよい。 ・ 車両所の工事と都市計画道路の整備工事は密接に関係している。 2027年度頃迄に整備する工程に沿うように、今後、伊勢原市と協議を進め、具体的な日程を詰めていく段階である。 ・ 既存の道路を使って盛土工事のピークを迎えるということは現実的に難しいと思っている。また、既存の道路は規模の大きな道路ではなく、生活道路として使われているような状況もあるので、大きなダンプを使っての盛土工事については、基本的には東側の整備を待って、工事を進めていくような形になると考えている。今、いただいた留意事項についても十分注意しながら工事計画を立案していきたいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討事項 (21-1) 確認事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合車両所では、電車を分解して大掛かりな検査や修理を行うが、修理後、元に戻す際に溶接作業などがあるのではないかと思うが、そうした可燃物はどのように導入するのか。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入とは機材や資材の話か。 	確認事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス管を配管するとか、アセチレンのボンベを搬入するとか、それらをどういう形で導入するのか。危険物に該当すると思うので、仮にそれが着火したりしたときにドミノ効果が発生しないように区画の管理をするとか、危険物の管理について、コメントしたかった。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセチレンについては、危険物にあたるので、専用業者が搬入する。ほかの危険物も危険物の取扱いにのっとり、隔離し施錠して保管している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の際の運用の問題だと思うが、労働災害が発生しないことも含め、爆発火災になれば広い範囲に影響するので、まずは火災に気を付けることと周辺の火気管理に十分留意して実施してほしい。 	R5② 口頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分留意したい。 	

審査経過等整理票

【小田急電鉄総合車両所移転計画環境影響予測評価実施計画書】

令和5年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> 土地収用法の事業認定の要件について、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量し、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる必要があるという説明があり、失われる利益の代表的なものとして具体的には生活環境への影響、保全すべき動植物、史跡・文化財等とあるが、こう記載した根拠は分かるか。農地が失われる利益をどう判断したらよいか。 農地の開発なので、そこで失われる利益は農業や農地に伴う利益かと思うが、それは直接は含まれないという理解でよいか。 土地収用法に関わるアセスなので、確認させてもらった。 	<p>R5② 口頭</p> <p>R5② 口頭</p>	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地収用法の事業認定の手引にあるが、アセス対象事業の場合は、環境影響予測評価の結果を活用して、失われる利益への影響を説明することとなっている。例えば、生活環境への影響については当該アセスで採用される大気、騒音、振動等の評価項目の調査、予測評価の具体的な手法の根拠規定、保全すべき動植物への影響については調査、予測評価の具体的な手法の根拠規定、史跡・文化財への影響については存在が認められないことや教育委員会等の起業地に含めることに異存がない旨の回答等により、判断する。 <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、農業振興地域の農用地区域であり、事業認定の申請に当たっては一般的にその土地利用について法令による制限がある場合には、その権限を有する行政機関の意見書を付けることになっている。また、そうした行政機関は事業認定に当たって意見を述べることもでき、その際、地域住民の意見も聞く。 	<p>確認事項</p>